

第5回総合計画審議会

令和3年11月11日 企画定住課 No.1

第3次

糸魚川市総合計画

(案)

目 次

第1部 序論

1	総合計画とは	2
2	第2次総合計画の評価	4
3	本市を取り巻く社会経済環境	6
4	人口の現状と将来展望	10
5	土地利用	16

第2部 基本構想

1	目指すまちの将来像	18
2	計画の全体像	19
3	持続可能なまちづくり	20
4	まちづくりの重点課題	22
5	将来像の実現に向けた3つの重点項目	24
6	施策の大綱（まちづくりの基本目標）	25

第3部 基本計画

重点項目の具体的な取組

健康	32
地域経済	33
教育	35

第1章 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり【健康・福祉分野】

第1節	健康づくりの推進	36
1	健康づくりの推進	36
第2節	安心できる医療体制の維持	38
1	安心できる医療体制の維持	38
第3節	高齢者への支援	40
1	高齢者の日常生活への支援	40
2	高齢者福祉の充実	42
第4節	地域で支え合う福祉の推進	44
1	地域福祉の充実	44
2	支え合いと自立の地域生活	46

第2章	郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり【子育て・教育分野】	
第1節	子どもを産み育てやすい環境の整備	48
1	妊娠出産支援と親子の健康増進	48
2	子育て支援の充実	50
3	子どもと子育てにかかわる連携の推進	52
第2節	0歳から18歳までの子ども一貫教育の推進	54
1	就学前教育の充実	54
2	質の高い学校教育の推進	56
3	学校教育環境の整備	58
第3節	生涯学習の振興	60
1	社会教育の振興	60
2	スポーツの振興	62
第4節	文化の振興	64
1	芸術文化の振興	64
2	歴史・文化の継承と活用	66
第3章	にぎわいと活力のあるまちづくり【産業分野】	
第1節	雇用環境の整備と就業支援の強化	68
1	雇用環境の整備と就業支援の強化	68
第2節	活力ある産業の振興	70
1	商工業の振興	70
2	新たな産業の創出	72
3	拠点性向上に向けた交通ネットワークの整備	74
第3節	農林水産業の振興	76
1	農業の振興	76
2	林業の振興	78
3	水産業の振興	80
第4節	地域資源を活かした魅力の発信	82
1	観光の振興	82
2	市民の誇りづくりと関係人口の創出	84
第4章	地域が輝き、誰もが共に活躍できるまちづくり【人権・移住定住・地域づくり分野】	
第1節	一人一人が尊重される社会の実現	86
1	一人一人が尊重される社会の実現	86
第2節	地域で活躍する人材の支援	88
1	若者定着の促進	88
2	移住定住の促進	90
第3節	自主自立の市民活動の推進	92
1	自主自立の市民活動の推進	92

第5章	安全に安心して住み続けられるまちづくり【市民生活分野】	
第1節	防災・減災対策の推進	94
1	防災・危機管理の推進	94
2	防災施設の整備促進	96
3	消防救急体制の充実	98
第2節	安全・安心な市民生活の保護	100
1	防犯・交通安全対策の充実	100
2	消費者保護の推進	102
3	冬期市民生活の確保	104
第3節	自然・環境の保全と未来への継承	106
1	自然環境の保全	106
2	地域環境の保全	108
第4節	暮らしやすい生活基盤の整備	110
1	機能的・効率的な生活圏の形成	110
2	地域公共交通網の維持・活性化	112
3	道路網の整備・維持管理	114
4	快適な住環境の確保	116
5	ガス・上下水道の整備と供給	118
第6章	計画推進に向けた効率的な行財政運営【行財政分野】	
第1節	行政の電子化・情報化の推進	120
1	行政の電子化・情報化の推進	120
第2節	積極的な行政改革	122
1	積極的な行政改革	122
第3節	健全な行財政運営	124
1	健全な行財政運営	124
第4部	実施計画	
	実施計画（主要事業一覧）	127

第 1 部 序論

1 総合計画とは

(1) 計画策定の趣旨

日本では、今、少子高齢化の進展とともに、本格的な人口減少社会を迎えています。

人口の東京一極集中が進み、地方においては、若年層の流出、経済活力の低下、コミュニティの希薄化などの課題が深刻度を増し、移住・定住の促進や地域資源を活かした経済活性化などの「地方創生」の取組が全国各地で行われています。

さらに近年、地球温暖化などの影響により、大規模な自然災害が多発しています。災害から人命を守り、社会・経済の被害を最小限に食い止めるため防災・減災対策の強化が益々重要となっています。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が発生しました。医療だけではなく、人々の暮らしや働き方、学校教育など社会全般に影響を及ぼし、特にグローバル化した経済にとっては世界恐慌以来といわれる停滞をもたらしました。新型コロナウイルスや今後いつ流行するかわからない新型インフルエンザ等の感染症対策のための医療体制の充実や新しい生活様式の定着など、ポストコロナ社会や経済の再構築が重要な課題となっています。

こうした本市を取り巻く社会・経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するとともに、明日に希望を持ち、安全・安心な暮らしを築いていくため、令和4年度（2022年度）を初年度とする「第3次糸魚川市総合計画」を策定し、持続可能なまちづくりの基本指針とします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、糸魚川市総合計画条例第4条に基づき、本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした「まちづくりの基本指針」です。

①市の各種計画や施策の基本となる最上位の計画

まちづくりを進めていくための最上位計画であり、本市の各種計画や施策の基本となる計画です。

②まちづくりの意思を示す計画

国や県などの外部の関係機関に対して本市のまちづくりの考え方を示すとともに、関係機関との協議や役割分担が必要な施策について、本市の基本方針を示す計画です。

③市民にとって分かりやすい計画

市民と共にまちづくりを進め、互いに進捗を確認するため、本市の描く将来像を市民と共有する計画です。

(3) 計画推進の基本姿勢

本計画の推進に当たっては、市民や地域、事業者等と行政が協働し、次のような基本姿勢で取り組みます。

①計画内容の十分な周知を図り、市民や地域、事業者等と行政において、まちづくりの目標や役割などを共有し、共通理解を深めるとともに、共に考え、共に行動して、着実な計画の推進を図ります。

②中長期的な財政計画を踏まえた効果的、効率的な行財政運営を進める中で、事業の進捗状況の把握・分析・検証を行いながら、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルを回すことで、より成果を上げるよう計画の推進を図ります。

(4) 計画の期間と構成

〔計画の期間〕

本計画は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和10年度（2028年度）を目標年度とする7年間の計画とし、5年ごとに改定を行うものとします。

なお、社会経済情勢などに大きな変化がある場合には、必要に応じて改定するものとします。

〔計画の構成〕

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、その役割は次のとおりです。

基本構想 …… まちづくりの基本方向や将来像などの基本目標と、目標を達成するために取り組むべき施策の大綱を示したもので、基本計画及び実施計画の根幹となります。なお、本計画では、第2部として掲載しています。

基本計画 …… 基本構想の理念を受けて、その実現に向けて必要となる個別施策を分野別に体系化したものです。なお、本計画では、第3部として掲載しています。

実施計画 …… 基本計画で体系化した個別施策を実現するために実施する事務事業を明らかにしたものです。なお、本計画では、第4部として掲載しています。

区分・年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
第3次 基本構想	←			基本構想	→							
基本計画	←			基本計画	→							
第4次 基本構想				改訂作業		公表		←			基本構想	→
基本計画				改訂作業		公表		←			基本計画	→

2 第2次総合計画の評価

本市では、平成29年度（2017年度）を初年度とする第2次総合計画に基づき、「30年先も持続可能なまちづくり」を基本指針として、「人口減少対策」と「人口減少社会に対応したまちづくり」を重点課題と捉え、これまで各種施策を推進してきました。

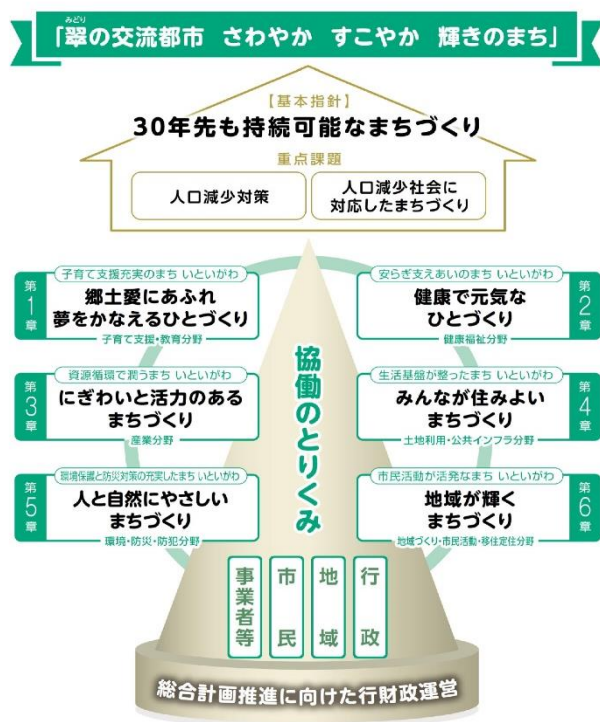
第2次総合計画の将来指標では、令和2年（2020年）の人口を41,660人と推計しましたが、国勢調査の結果では、40,778人となり、推計を約900人下回る結果となりました。

しかし、各種人口減少対策の取組の成果として、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」といいます。）の将来推計人口40,696人に対しては、82人上回っています。

本市においては、これまでも人口減少対策に取り組んできましたが、急激な人口減少に歯止めをかけるまでには至っていません。

引き続き、第3次総合計画においても、人口減少対策を重点課題と捉え、更に取り組を進める必要があります。

	令和2年人口
第2次総合計画推計	41,660人
国勢調査結果	40,778人
社人研推計	40,696人



また、第3次総合計画を策定するにあたり、第2次総合計画で取り組んできた6つの分野の各項目について、施策指標の達成状況により、下記のとおり検証を行いました。

【中間目標（令和元年度）に対する、実績値により検証】

評価A：目標に対して100%以上の達成度のもの

評価B：目標に対して80%以上、100%未満の達成度のもの

評価C：目標に対して80%未満の達成度のもの

分野別施策指標の達成状況

□評価A（達成度100%以上） □評価B（達成度80%以上100%未満） □評価C（達成度80%未満）

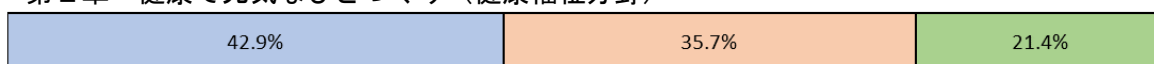
第2次総合計画全体



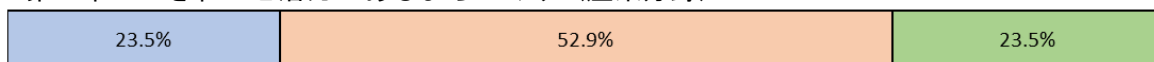
第1章 郷土愛にあふれ夢をかなえるひとづくり（子育て支援・教育分野）



第2章 健康で元気なひとづくり（健康福祉分野）



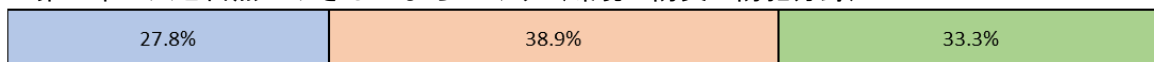
第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり（産業分野）



第4章 みんなが住みよいまちづくり（土地利用・公共インフラ分野）



第5章 人と自然にやさしいまちづくり（環境・防災・防犯分野）



第6章 地域が輝くまちづくり（地域づくり・市民活動・移住定住分野）



総合計画推進に向けた行財政運営（行財政分野）



施策指標の数値目標においては、概ね順調に推移している割合（達成度80%以上）が、全体の約76%となっています。

分野別に見ると、「第1章 子育て支援・教育分野」と「第5章 環境・防災・防犯分野」では、概ね順調に推移している割合が70%未満であり、他の分野に比べて達成度が低い状況となっています。

3 本市を取り巻く社会経済環境

(1) 急激な人口減少と少子高齢社会の進行

我が国の総人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに、出生数の減少や死亡者数の増加を背景に減少局面に入っています。

社人研が平成 30 年（2018 年）に公表した将来推計人口によると、今後、日本の人口は長期にわたり減少が続き、約 20 年後の令和 22 年（2040 年）には、1 億 1,090 万人、約 40 年後の令和 42 年（2060 年）には、9,280 万人と、ピーク時から 3 割近く減少するものと推計されています。

人口に占める高齢者の割合は、平成 27 年（2015 年）の 26.6%から、団塊の世代が 75 歳以上になる令和 7 年（2025 年）には 30.0%、高齢者人口がピークになるとされる令和 22 年（2040 年）には 35.3%に上昇し、国民の 3 人に 1 人が高齢者となる時代が到来すると予測されています。

一方、生まれてくる子どもの数は年々減少してきており、平成 28 年（2016 年）には年間 100 万人を割込み、令和 2 年（2020 年）に約 84 万人と過去最少を記録しました。

未婚化や晩婚化の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による将来不安から更なる出生数の減少につながったものであり、令和 2 年（2020 年）の婚姻数が戦後最少となったことから、今後も出生数の減少は続くものと考えられています。

このような人口減少・少子高齢社会の到来により、働き手である生産年齢人口の減少、それに伴う経済規模の縮小、社会保障制度と財政の持続可能性のリスクの高まり、社会の活力低下など、深刻な課題が拡大することが懸念されています。

また、全国的に地方から都心部への人口流出が進んでおり、特に地方での人口維持、活力維持が大きな課題となっています。

このような状況から、国では、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持することを目的として、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置して、「東京一極集中」の是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現などに政府一体となって取り組むとともに、地方がそれぞれの特徴を活かして持続的な社会を形成する地方創生の取組を支援していくこととしています。

(2) ライフスタイルの多様化、共生社会の推進

近年、人々のライフスタイルや家庭、結婚、就労に対する価値観は多様化し、ニーズも多種多様となっています。

それに伴い、高齢者の孤立や老々介護といった問題、所得格差や 8050 問題など多様な社会問題を生み出しているほか、人と人とのつながりや、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。

国では、「一億総活躍社会」として、性別、年齢、障害、疾病の有無にかかわらず、誰もが活躍できる社会づくりに向けた取組や、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

また、人口減少、少子高齢化が進む状況において、社会の持続的な発展や労働力を確保するためには、女性や高齢者などの活躍が重要となるとともに、多様な働き方を選択できる社会の実現が求められています。

あわせて、日本に在住する外国人は、令和2年(2020年)6月末で過去最高の約289万人と年々増加しており、外国人材の受入れを拡大するための改正出入国管理法の施行により、今後、ますます増加していくことが見込まれています。

性別や年齢、国籍、障害があることなどに関わらず、多様な文化、特性、価値観を持つ人々が、共に安心して暮らしていくためには、すべての人がお互いを尊重し、支え合う共生社会の実現が求められています。

(3) 安全・安心に向けた取組の推進

近年、集中豪雨や台風の大型化などによる風水害・土砂災害の激甚化や大規模地震の頻発など、自然災害への懸念が増大し、災害への備えが求められています。

また、令和2年(2020年)に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、日本でも急速な感染拡大により、社会経済情勢に大きなダメージを与えたほか、危機発生時の体制整備、医療の確保、拡大防止策や被害回復策の想定等、さらなる対策の充実も求められています。

こうした想定できない自然災害や感染症の多発化・甚大化に加え、子どもや高齢者等社会的に弱い立場の方がねらわれる事件やインターネットによる犯罪、高齢ドライバーによる交通事故の割合の増加など、日常生活における安全・安心に対する意識もこれまで以上に高まっています。

国では、いつ起こるかかわからない自然災害に対して、国民の生命と財産を守るため「国土強靱化基本計画」を策定し、「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を構築する取組を推進しています。

また、一人ひとりの防災や防犯などに対する意識の向上、家庭や地域コミュニティのつながりや共助による安全・安心なまちづくりも強く求められています。

(4) 環境問題に対する意識の高まり

世界的な人口の増加や経済活動の拡大に伴い、地球温暖化や大気汚染、生態系の破壊などの環境問題への対応は、国境を越え、各国が一体となって対応しなければ解決できない問題として認識され、平成27年(2015年)に「国連気候変動枠組条約締約国会議(通称COP)」で合意された「パリ協定」において、日本では中期目標として、令和12年(2030年)の温室効果ガス排出を平成25年度(2013年度)の水準から26%削減することが定められました。

また、令和2年(2020年)に国では、「2050年カーボンニュートラルを宣言」するとともに、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、脱炭素化をきっかけとした産業構造の抜本的な転換により、排出削減を実現しつつ、次なる大きな成長へとつなげていく取組を推進していくこととしています。さらに、令和3年(2021年)4月に開催された機構サミットにおいて、上記温室効果ガス排出量の間目標を46%削減することを宣言し、50%の高みに向け、挑戦を続けていく決意を表明しました。

電力部門での再生可能エネルギーの導入による脱炭素化を進めるとともに、電力部門以外では、電化を中心に進めることにより、全ての分野において、技術開発から社会実装、量産投資によるコスト低減につなげ、経済と環境の好循環をつくることとしています。

環境問題の根底には、社会経済活動や人々の生活スタイルの変化といった現代社会特有の要因があり、環境負荷の少ない循環型・低炭素社会を実現するため、地域、家庭、事業者及び行政がそれぞれの立場で行動していくことが求められています。

(5) 大きく変わる教育環境と未来を作る人材の育成

近年の情報通信技術の進展等により、社会の情報化やグローバル化に拍車がかかり、社会情勢が急激に変化しています。また、人口知能の飛躍的な進化に伴う社会構造や雇用環境の変化が今後一層進むと考えられています。

このような将来の変化を予測することが困難な時代にあつて、これからの教育では、一人ひとりの子どもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となるために必要な力を養うことが求められています。

(6) 経済情勢と雇用を取り巻く動向

我が国の経済情勢は、平成 24 年（2012 年）11 月を景気の底として緩やかな回復基調が続いていましたが、令和 2 年（2020 年）7 月に行われた内閣府の第 19 回景気動向指数研究会によると、平成 30 年（2018 年）10 月を景気の山として、長期にわたる拡張局面が終わり、後退局面に転じたとされています。

また、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、今後の先行きは見通しが立たず、長期的な視野で経済動向を注視していく必要があります。

一方、雇用情勢においては、少子高齢化の影響で企業の人手不足が深刻になってきており、令和元年度（2019 年度）年次経済財政報告では、幅広い業種で人手不足感が高まり、有効求人倍率は上昇し、完全失業率も低下しています。

今後、生産年齢人口の大幅な減少が見込まれており、仮に技術進歩などにより生産性が向上したとしても、経済成長率の低下が懸念されています。

このような中、先端技術を活用した労働生産性の向上、女性や高齢者の労働参加の促進、非正規雇用者の賃金増加や正規雇用への転換の促進、ワーク・ライフ・バランスの見直し等、各方面からの労働環境の整備が求められています。

(7) 高度情報化社会の進展と Society5.0 への対応

I C T の発達により、様々な経済活動等をデータ化し、そうしたビッグデータを、インターネット等を通じて集約した上で分析・活用することにより、新たな経済価値が生まれています。また、A I にビッグデータを与えることにより、単なる情報解析だけではなく、複雑な判断を伴う労働やサービスを機械により提供が可能となるとともに、様々な社会問題等の解決に資することが期待されています。

こうした第 4 次産業革命の新たな技術革新によって、我が国全体において、経済活動や雇用環境などを含めた地域社会のあり方が大きく変化しています。

そのような中、国では、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会として、「Society5.0」の実現を目指しています。

これまでの情報社会（Society4.0）では、知識や情報の共有・連携が不十分であり、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担となるなどの課題がありました。Society5.0 の実現により、I o T（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことが期待されています。

また、人口減少社会において、A I や I o T などを活用し、農業、ものづくり、医療・介護、交通など、あらゆる産業・生活分野において、イノベーションによる新たな価値の創出を図るとともに、社会的な課題の解決を図る必要があります。

(8) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴う「新たな日常」の実現

世界各地で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、我が国においても感染が拡大し、社会経済活動に大きな影響を与えています。

こうした中、感染拡大の防止対策を講じつつ、経済活動を維持するため、日々の生活スタイルの変容や働き方の変革などが進められています。テレワークやキャッシュレス化、行政手続き・サービスのオンライン化などの環境整備が広がりを見せており、「新たな日常」に対応した社会の実現が求められています。

(9) 国・地方自治体を通じた厳しい財政状況

国及び地方の財政は、大変厳しい状況が続いています。国の歳出は、社会保障費の増大により、一貫して伸び続ける一方、歳入の主要部分を占める税収は、バブル経済が崩壊した平成2年度（1990年度）を境に伸び悩み、財源不足を補うための国債発行額は年々増加しています。

そのような中、令和2年度（2020年度）には、新型コロナウイルス感染症への対応により、歳出が大きく拡大し、国債発行額も伸びたため、債務残高がGDPの250%以上と、主要先進国の中で最も高い水準となっています。

今後、人口減少と少子高齢化が更に進むことが予測されることから、歳入の増加が見込まれない中、社会保障費の増大による歳出の増加に対応する必要があり、税と社会保障の一体的な制度改革の検討が必要です。

このほか、我が国においては、高度経済成長期に集中整備した道路や橋りょうなどの公共施設が数多く存在し、老朽化が進行していることから、維持修繕・更新費用の増大と集中が見込まれています。

また、地方においては、人口減少と少子高齢化に伴い、施設に求められる機能やニーズの変化が見込まれています。今ある施設を現状のまま維持していくことは、極めて困難なことから、今後、施設の機能や規模の見直し等により、効率的な施設の活用 of 検討が必要です。

(10) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsとは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）を期限とする、国際社会全体の開発目標（Sustainable Development Goals）です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）で構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

我が国においても、平成28年（2016年）にSDGs推進本部が設置され、同年12月には、今後日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」が決定、令和元年（2019年）にはSDGs推進のための具体的施策を取りまとめた「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。

また、平成29年（2017年）12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改定版」においても、地方創生をより一層推進するため、地方公共団体についてもSDGs達成に向けた積極的な取組が不可欠であるとされています。

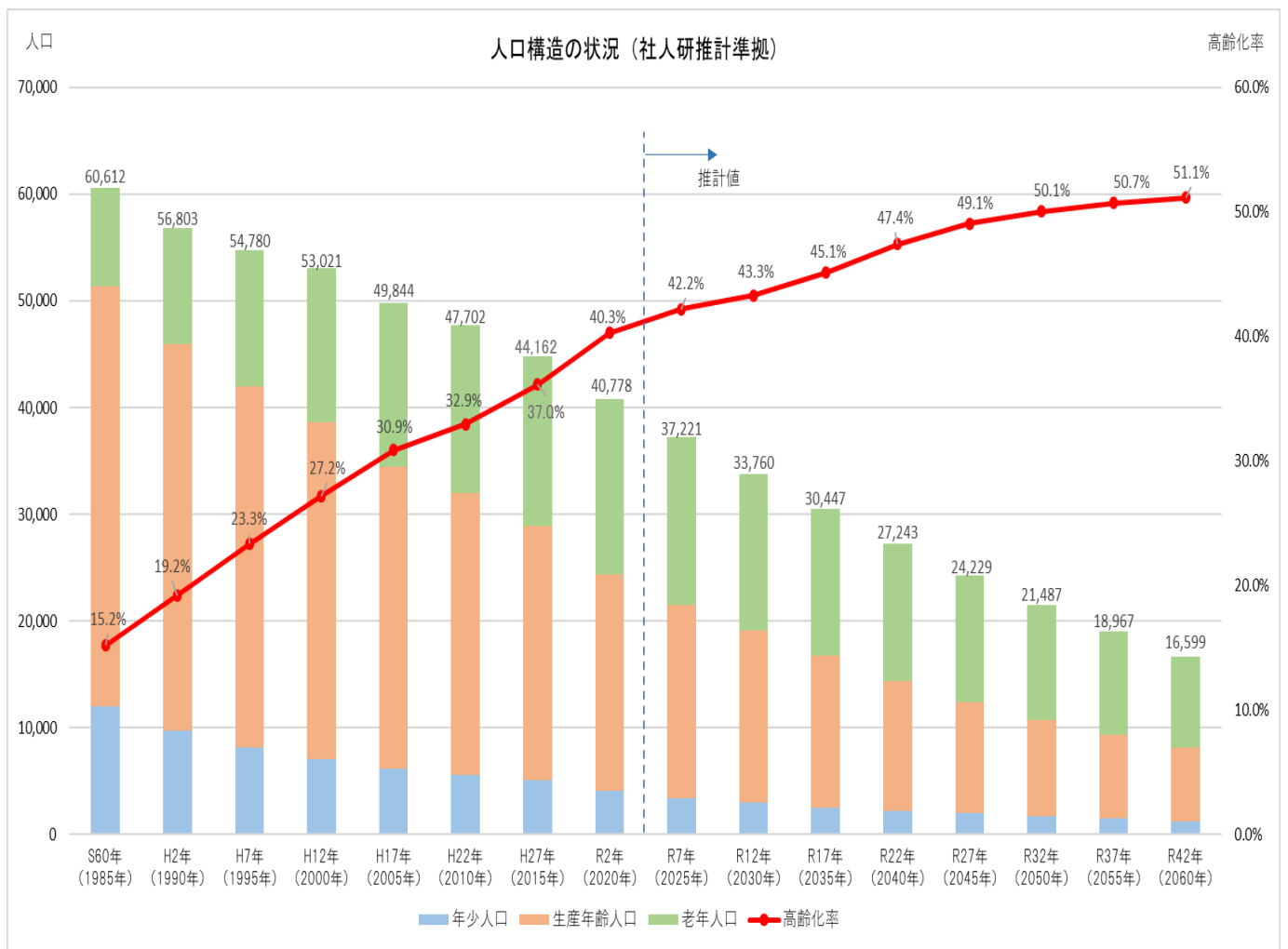
4 人口の現状と将来展望

(1) 人口の推移と将来推計

平成 17 年（2005 年）の市町合併時の人口は、約 50,000 人でしたが、令和 2 年（2020 年）国勢調査の速報値では、40,778 人と、合併後 15 年間で約 9,000 人、率にして約 18%減少しています。

この国勢調査の速報値を基に、社人研の人口推計^{※1}に準拠して将来人口を推計すると、20 年後の令和 22 年（2040 年）には 27,243 人、40 年後の令和 42 年（2060 年）には、16,599 人まで減少すると予測されています。

また、住民基本台帳に基づく高齢化率は令和 2 年 10 月 1 日時点で 40.5%と、全国平均の 28.7%、県平均の 33.0%を大きく上回っており、今後更に上昇することが見込まれています。



	S60年 (1985)	H2年 (1990)	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R17年 (2035)	R22年 (2040)	R27年 (2045)	R32年 (2050)	R37年 (2055)	R42年 (2060)
年少人口	11,993	9,733	8,101	6,983	6,181	5,591	4,816	4,074	3,379	2,921	2,518	2,211	1,935	1,680	1,438	1,224
生産年齢人口	39,428	36,153	33,917	31,636	28,284	26,353	22,942	20,275	18,134	16,223	14,187	12,112	10,408	9,052	7,907	6,886
老年人口	9,191	10,912	12,762	14,402	15,379	15,702	16,346	16,429	15,708	14,616	13,742	12,920	11,886	10,755	9,622	8,489
総人口	60,612	56,803	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	40,778	37,221	33,760	30,447	27,243	24,229	21,487	18,967	16,599
高齢化率	15.2%	19.2%	23.3%	27.2%	30.9%	32.9%	37.0%	40.3%	42.2%	43.3%	45.1%	47.4%	49.1%	50.1%	50.7%	51.1%

資料：国勢調査（R 7 以降は社人研推計方法に基づく値）

なお、R 2 の高齢化率や年齢区分による人口構成は、国勢調査の速報値に基づき推計したものです。

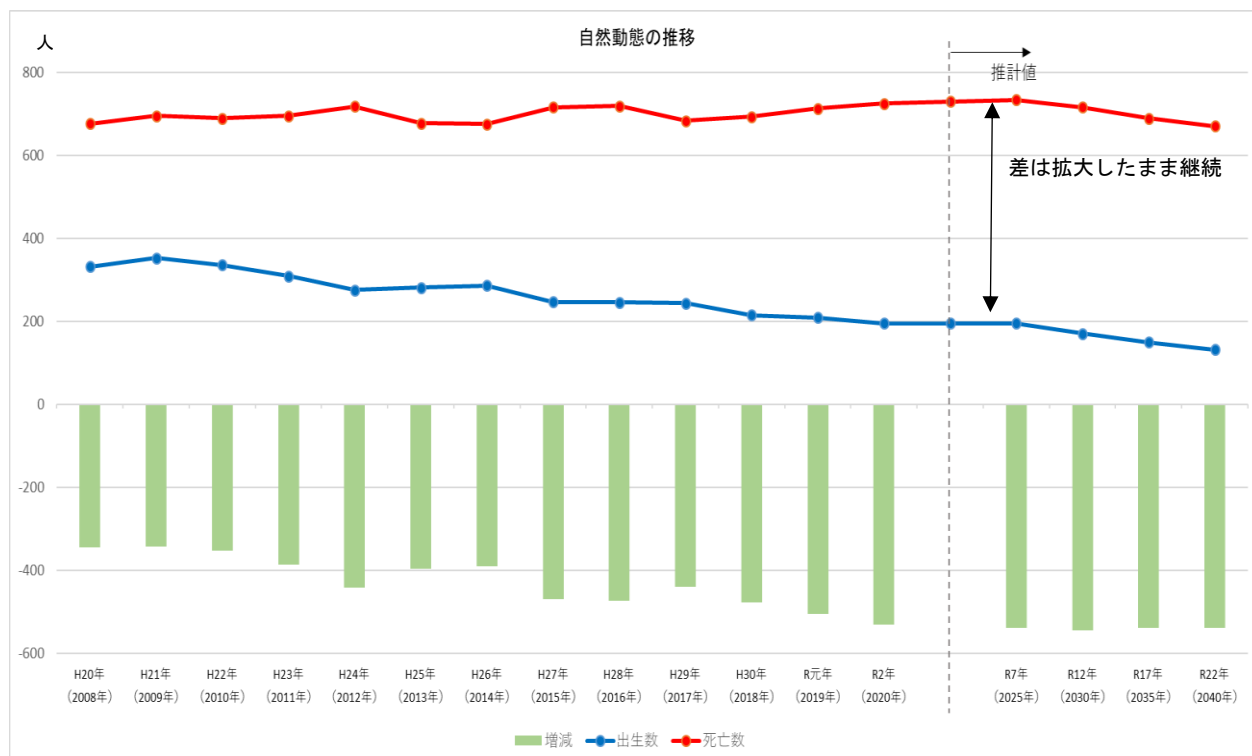
※1 平成 30 年（2018 年）3 月公表「日本の地域別将来推計人口」

(2) 人口動態の状況

① 自然動態

人口の自然動態は、平成元年（1989年）に死亡数が出生数を上回り、減少傾向に転じて以降、出生数の減少により、減少幅が年々大きくなってきています。

高齢化率の上昇や少子化により、自然動態は、今後も大幅な減少傾向が続くと見込まれています。



資料：新潟県人口移動調査（基準日：各年10月1日）
（R7以降は社人研推計方法に基づく値）

【実績】

	H20年 (2008)	H21年 (2009)	H22年 (2010)	H23年 (2011)	H24年 (2012)	H25年 (2013)	H26年 (2014)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R元年 (2019)	R2年 (2020)
出生数	332	353	336	309	276	281	286	247	246	244	215	209	195
死亡数	676	695	689	695	718	677	675	716	719	683	693	713	725
増減	▲ 344	▲ 342	▲ 353	▲ 386	▲ 442	▲ 396	▲ 389	▲ 469	▲ 473	▲ 439	▲ 478	▲ 504	▲ 530

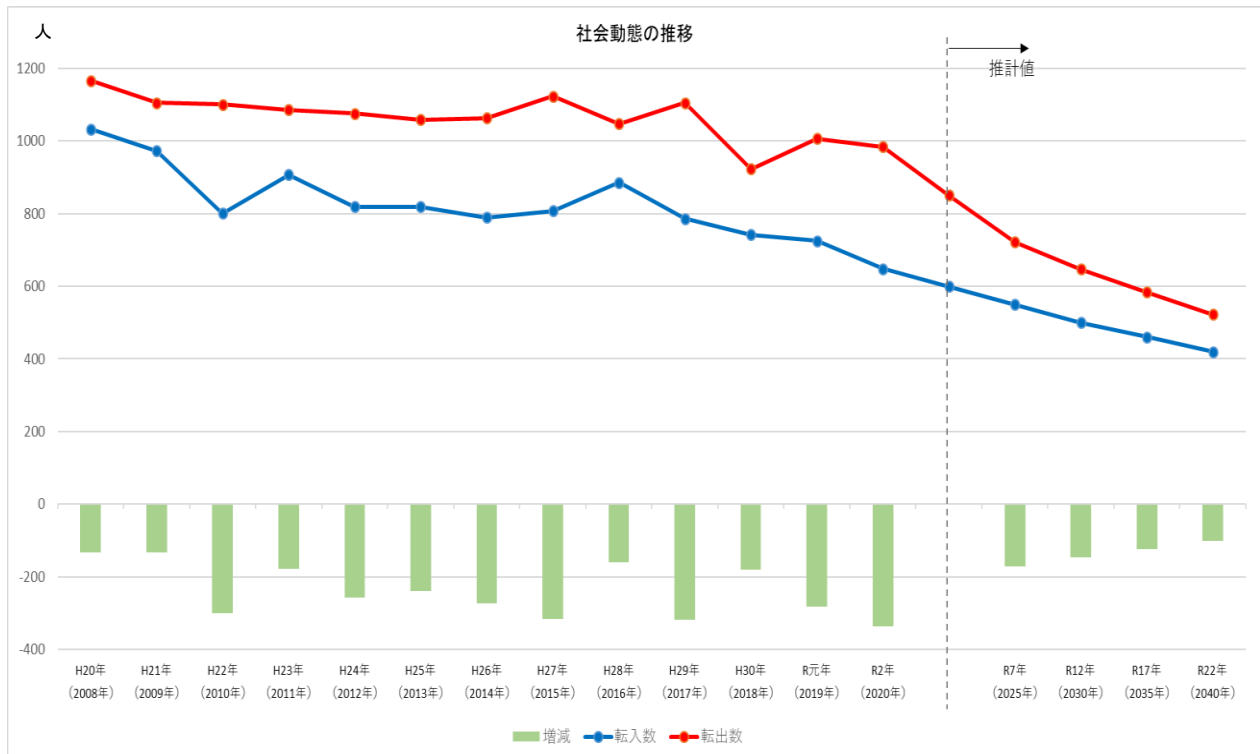
【推計】

	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R17年 (2035)	R22年 (2040)
出生数	195	171	150	132
死亡数	734	716	689	670
増減	▲ 539	▲ 545	▲ 539	▲ 538

② 社会動態

人口の社会動態は、人口減少に伴って、転入者及び転出者とも減少傾向ですが、転出が転入を上回る社会減が続いています。

今後、若年人口の減少により、転入・転出者数とも減少することが見込まれることから、減少幅は徐々に縮小していくと推計されています。



資料：新潟県人口移動調査（基準日：各年10月1日）
（R7以降は社人研推計方法に基づく値）

【実績】

	H20年 (2008)	H21年 (2009)	H22年 (2010)	H23年 (2011)	H24年 (2012)	H25年 (2013)	H26年 (2014)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R元年 (2019)	R2年 (2020)
転入数	1,033	973	801	907	819	819	790	807	886	786	742	725	648
転出数	1,166	1,105	1,101	1,086	1,076	1,059	1,063	1,123	1,047	1,105	923	1,007	984
増減	▲133	▲132	▲300	▲179	▲257	▲240	▲273	▲316	▲161	▲319	▲181	▲282	▲336

【推計】

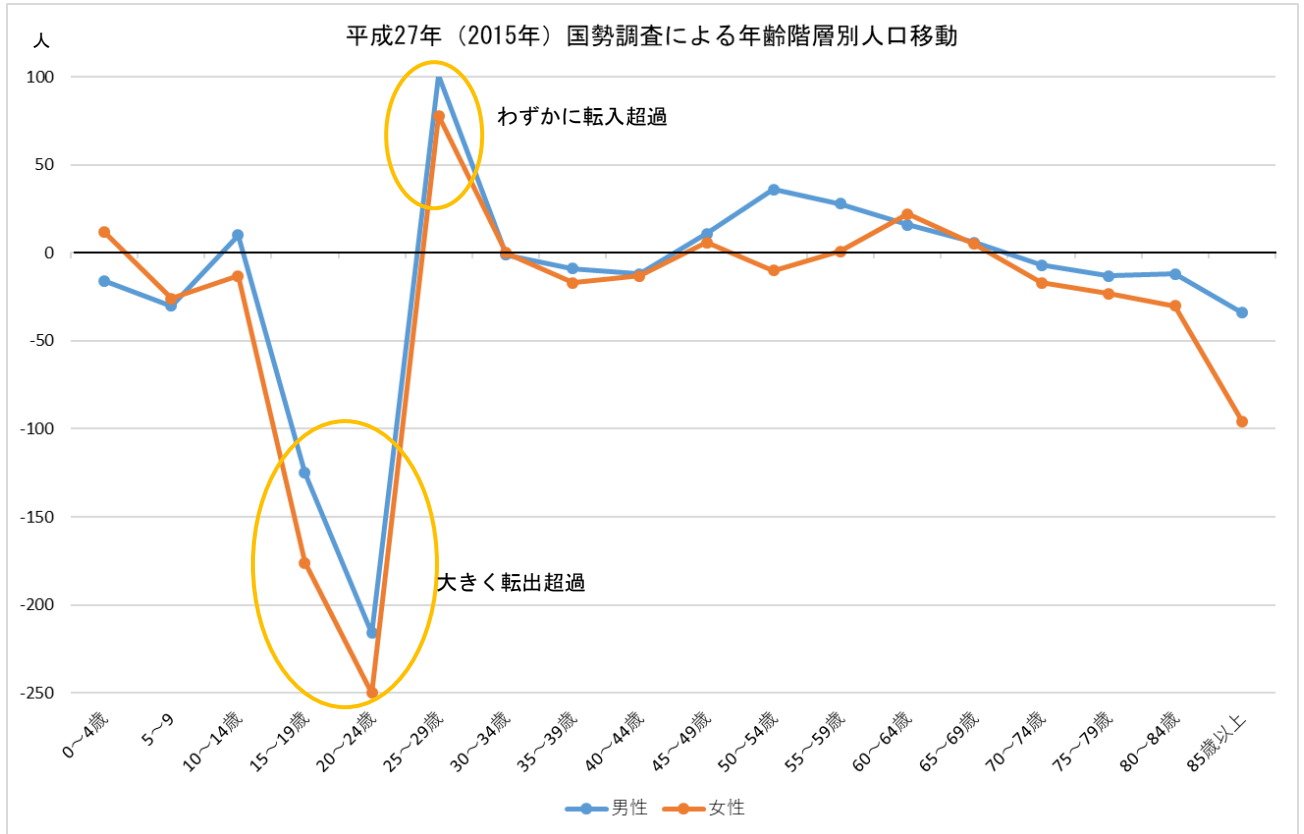
	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R17年 (2035)	R22年 (2040)
転入数	550	500	460	420
転出数	722	647	584	522
増減	▲172	▲147	▲124	▲102

③ 年齢階層別人口移動

本市の社会動態の年齢階層別の構造では、男女とも 15～24 歳になる時に転出超過が最も多くなり、その後、25～29 歳になる時に転入超過となる傾向がありますが、転出超過数が転入超過数を大きく上回っています。

特に女性では、20 代前半までの転出超過者数に対して、20 代後半での転入超過者数の割合が約 2 割と若年層での人口流出傾向が顕著です。また、全年齢を通じて、女性の方が男性よりも転出超過等による減少幅が大きい傾向があります。

男性では、50 代から 60 代前半にかけて転入超過となっています。



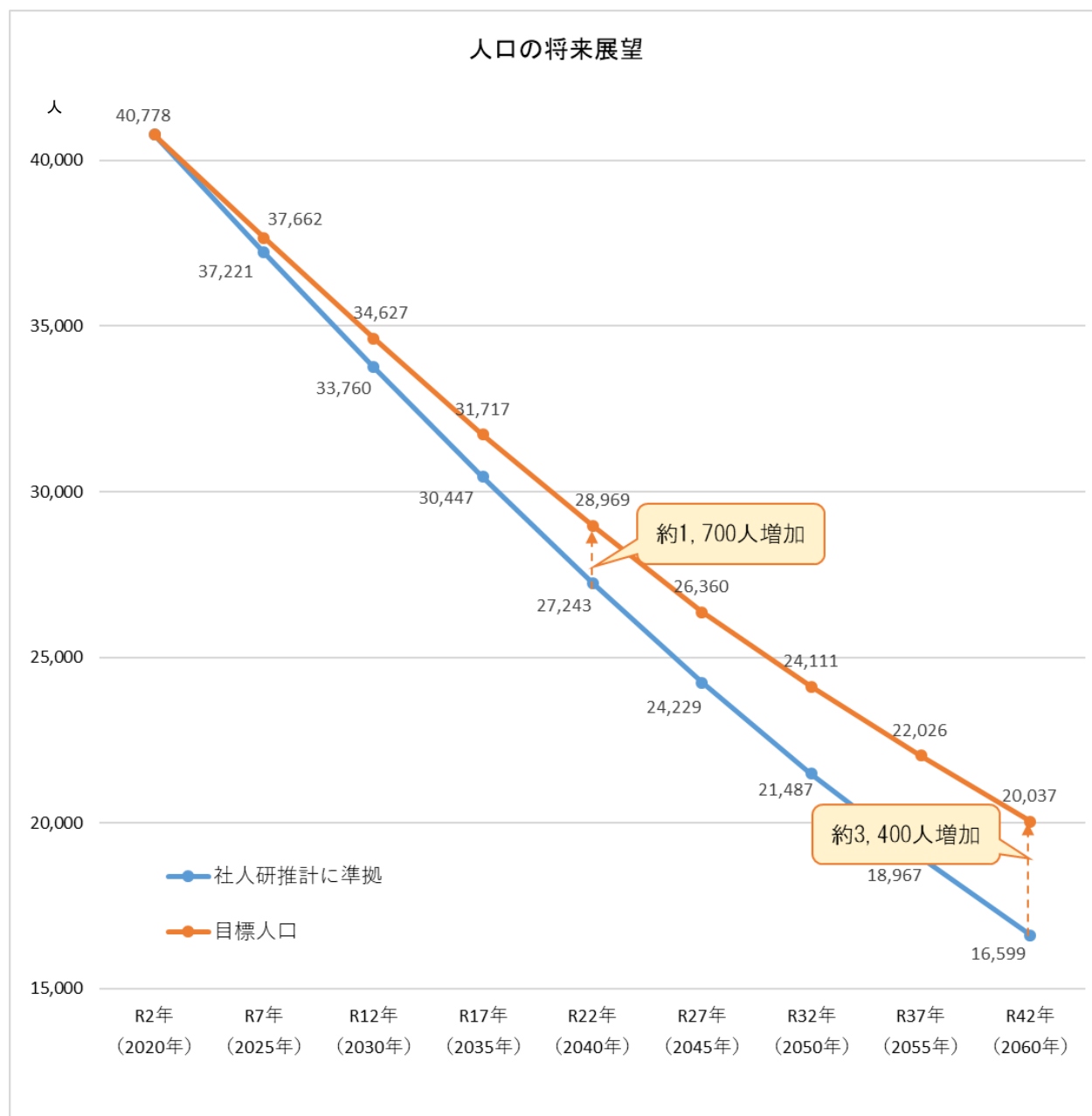
資料：国勢調査

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
男性	転入	34	36	33	75	122	229	147	126	99	91	97	84	69	45	14	5	6	7
	転出	50	66	23	200	338	128	148	135	111	80	61	56	53	39	21	18	18	41
	増減	▲ 16	▲ 30	10	▲ 125	▲ 216	101	▲ 1	▲ 9	▲ 12	11	36	28	16	6	▲ 7	▲ 13	▲ 12	▲ 34
女性	転入	48	47	28	13	70	181	169	105	68	50	31	27	43	38	11	8	3	24
	転出	36	73	41	189	320	103	169	122	81	44	41	26	21	33	28	31	33	120
	増減	12	▲ 26	▲ 13	▲ 176	▲ 250	78	0	▲ 17	▲ 13	6	▲ 10	1	22	5	▲ 17	▲ 23	▲ 30	▲ 96
合計	転入	82	83	61	88	192	410	316	231	167	141	128	111	112	83	25	13	9	31
	転出	86	139	64	389	658	231	317	257	192	124	102	82	74	72	49	49	51	161
	増減	▲ 4	▲ 56	▲ 3	▲ 301	▲ 466	179	▲ 1	▲ 26	▲ 25	17	26	29	38	11	▲ 24	▲ 36	▲ 42	▲ 130

(3) 人口の将来展望

出生数を死亡数が上回る自然減や若年層の流出などによる社会減により、人口の減少傾向は今後も続くものと予測されています。

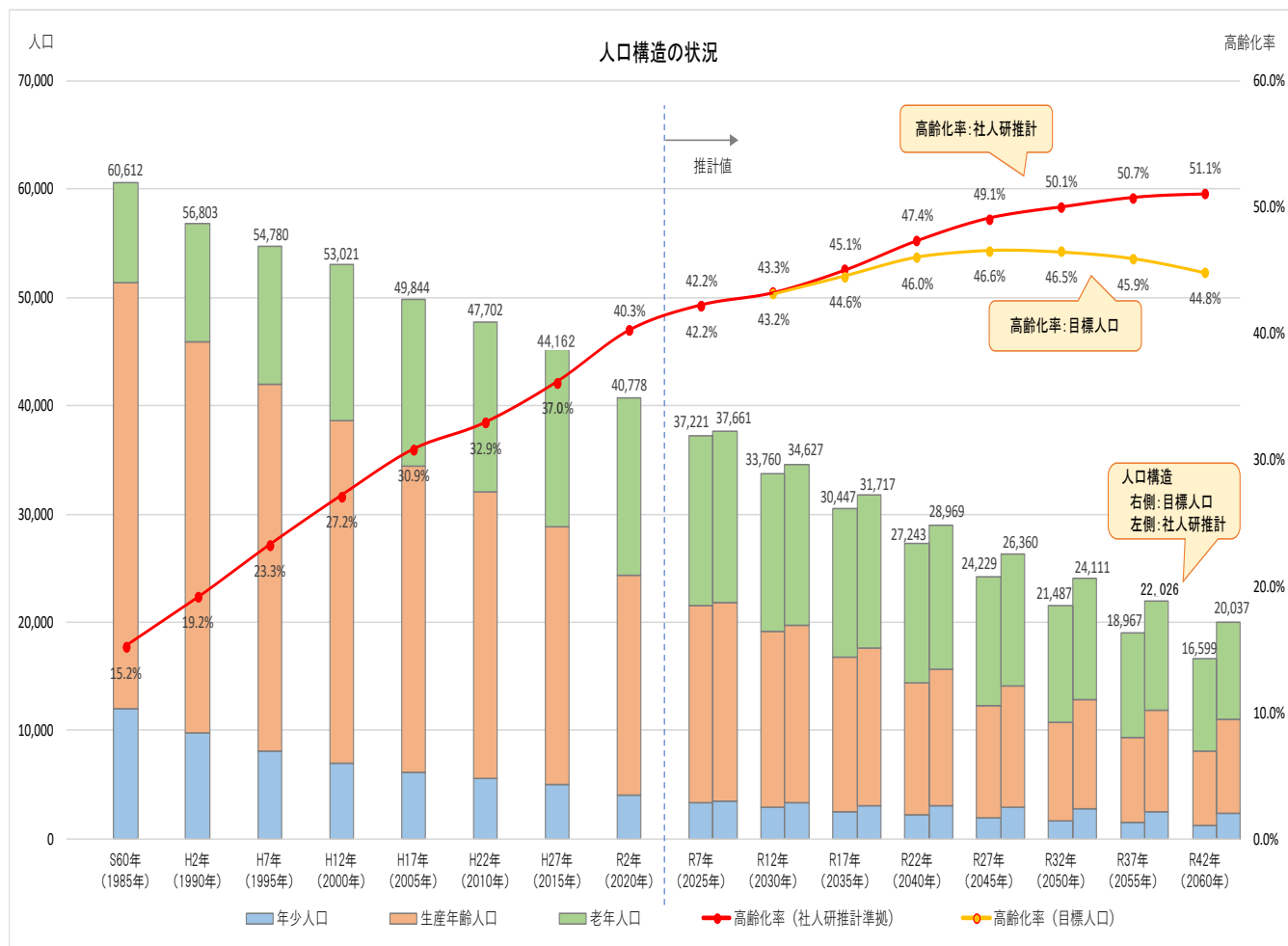
本市が将来にわたり持続可能なまちを築くため、「合計特殊出生率の改善」、「若者の転出超過数の減少」、「高齢者の健康寿命の延伸」等の取組を進めることで、人口減少の速度を緩やかにするとともに、年齢構成のバランスが取れた人口構造への転換を図ることで、以下のとおり目標人口の達成を目指します。



	R2年 (2020年)	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27年 (2045年)	R32年 (2050年)	R37年 (2055年)	R42年 (2060年)
目標人口	40,778	37,662	34,627	31,717	28,969	26,360	24,111	22,026	20,037
社人研推計に準拠	40,778	37,221	33,760	30,447	27,243	24,229	21,487	18,967	16,599

(4) 人口の将来展望による人口構造の状況

目標人口を達成することで、高齢化率の上昇を抑制し、年少人口・生産年齢人口の増加による、人口の年齢構造の改善が見込まれます。



資料：国勢調査（R7以降は社人研推計方法に基づく値）

	S60年 (1985年)	H2年 (1990年)	H7年 (1995年)	H12年 (2000年)	H17年 (2005年)	H22年 (2010年)	H27年 (2015年)	R2年 (2020年)	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27年 (2045年)	R32年 (2050年)	R37年 (2055年)	R42年 (2060年)
年少人口	11,993	9,733	8,101	6,983	6,181	5,591	4,816	4,074	3,529	3,270	3,111	2,995	2,861	2,705	2,479	2,285
生産年齢人口	39,428	36,153	33,917	31,636	28,284	26,353	22,942	20,275	18,229	16,413	14,470	12,643	11,219	10,189	9,428	8,769
老年人口	9,191	10,912	12,762	14,402	15,379	15,702	16,346	16,429	15,904	14,944	14,136	13,331	12,280	11,217	10,119	8,983
総人口	60,612	56,803	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	40,778	37,221	34,627	31,717	28,969	26,360	24,111	22,026	20,037
高齢化率	15.2%	19.2%	23.3%	27.2%	30.9%	32.9%	37.0%	40.3%	42.2%	43.2%	44.6%	46.0%	46.6%	46.5%	45.9%	44.8%

	社人研推計準拠						
年少人口	3,379	2,921	2,518	2,211	1,935	1,680	1,438
生産年齢人口	18,134	16,223	14,187	12,112	10,408	9,052	7,907
老年人口	15,708	14,616	13,742	12,920	11,886	10,755	9,622
総人口	37,221	33,760	30,447	27,243	24,229	21,487	18,967
高齢化率	42.2%	43.3%	45.1%	47.4%	49.1%	50.1%	51.1%

なお、本市の将来人口の見通しとして、平成27年（2015年）10月に策定し、平成30年（2018年）11月に改訂した「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の将来人口目標について、令和2年（2020年）実施の国勢調査の速報値が公表されたことから、上記のとおり改訂します。

5 土地利用

本市は、746.24 km²と広大な面積を有し、その多くは急峻な山林や原野などであり、総面積の94.6%を占めています。

土地は、限られた資源であり、市民生活、産業を支える共通の基盤となるものです。土地利用にあたっては、自然環境の保全を図りつつ、それぞれの地域特性に配慮した計画的な土地利用に努めます。

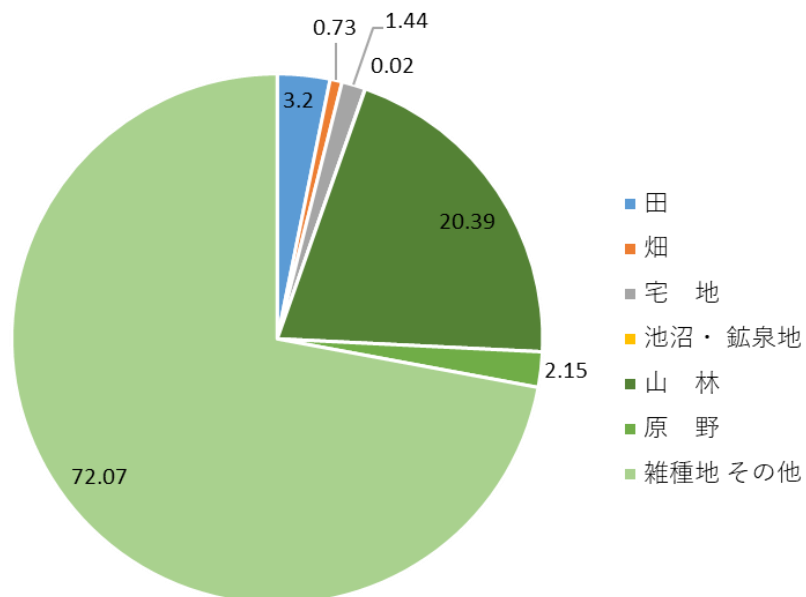
土地利用に関する基本的な事項については、国土利用計画（糸魚川市計画）で定めるものとします。

<土地利用別面積（R3.1.1 現在）>

（単位：km²・%）

区分	田	畑	宅地	池沼・ 鉱泉地	山林	原野	雑種地 その他	計
面積	23.86	5.48	10.71	0.14	152.15	16.07	537.83	746.24
割合	3.20	0.73	1.44	0.02	20.39	2.15	72.07	100.00

資料：令和3年度固定資産税概要調査



<土地利用の指定状況（R3.4.1 現在）>

指定区分	面積	指定年月日	備考
糸魚川市都市計画区域	9,529ha	H19.10.30	内用途地域 1,049ha

指定区分	地域	面積	指定年月日	備考
農業振興地域	能生	10,279ha	S47.10.19	内農用地区域 1,800ha
	糸魚川	21,160ha	S46.10.4	内農用地区域 2,244ha
	青海	1,588ha	S48.7.18	内農用地区域 107ha

資料：都市政策課・農林水産課

第 2 部 基本構想

1 目指すまちの将来像

人口減少・少子高齢化という状況の中にあっても、市民が「住んでいてよかった」「住み続けたい」と思えるまちであるためには、人を引き付ける魅力があり、ここに住む市民がいきいきと安全・安心に暮らせることが重要です。

そのため、本市が目指す理想のまちを表す将来像を次のとおりとします。

みどり
翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち

(将来像に込めた想い)

私たちが住むこの地域は、日本の東西文化の境界に位置し、豊かな自然、翡翠^{ひすい}など、「翠^{みどり}」に象徴される地域固有の資源と地域特性を持っています。

過去から現在へと、本市の発展は、“地域資源”と“交流”を基調とし、人々は、英知と創意工夫によって、この地域資源を活かし、地域の文化を育みながら“ひと”、“もの”の交流を通して魅力あるまちづくりを進めてきました。

地域資源を更に磨き、自然の恵みと人情が豊かな糸魚川らしい翠の文化を高めながら、市民のいきいきとした活動と交流により、産業や教育、地域づくりなど、まちづくりのあらゆる分野で、活力のある美しい糸魚川を未来へ繋げていくことを目指していきます。

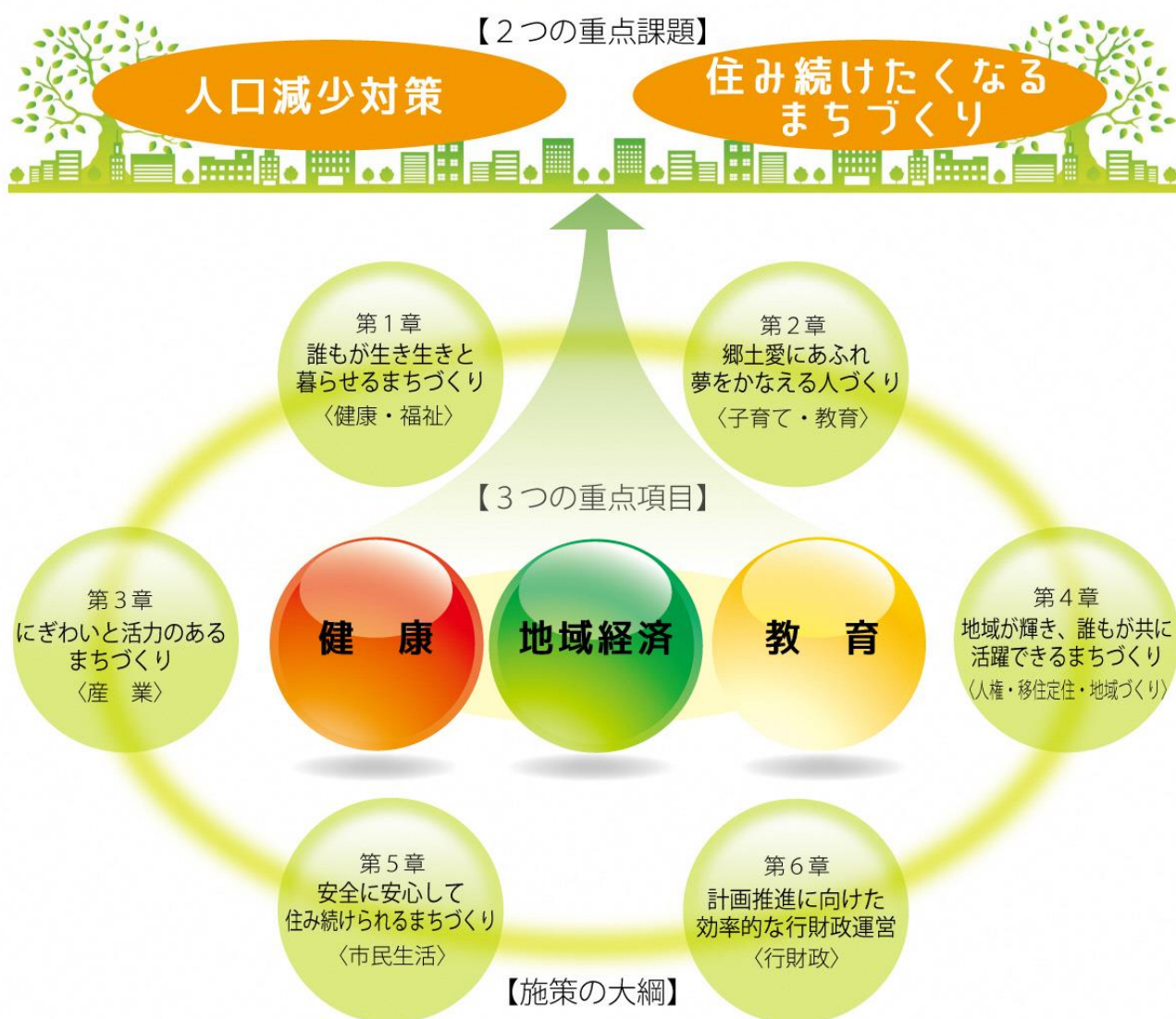
「みどり 翠」 ^{みどり} とは	「みどりの大地」、「広がる日本海」、「透き通る空」、「翡翠 ^{ひすい} にまつわる奴奈川姫と歴史の息吹」など本市の特徴を表しています。
「交流」 ^{みどり} とは	<u>日本の東西結節点であり、海と山とを結ぶ交通の要衝という地の利を活かした人や物、文化などの交流により発展してきた本市の歴史と、交流により未来への更なる発展を目指すまちを表しています。</u>
「さわやか」 ^{みどり} とは	人々のパートナーシップや市民との協働により、訪れる人々を受け入れるさわやかなまちを表しています。
「すこやか」 ^{みどり} とは	全ての人々が健康でいきいきと活動し、生活の場・仕事の場であるまちも産業も元気で活力あるまちを表しています。
「輝き」 ^{みどり} とは	自然と都市、歴史と未来、伝統と創造、ものと文化など、あらゆるものが共生し、地域の資源と特性が輝くまちを表しています。

2 計画の全体像

第3次糸魚川市総合計画の推進にあたっては、目指すまちの将来像「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現を目指し、市民や地域、事業者等と行政が共に考え、共に行動する「協働」の姿勢で取り組む必要があります。

その上で、市民の誰もが「安全に安心して住み続けられるまちづくり」と健全で安定した「計画推進に向けた行財政運営」を基盤として、「持続可能なまちづくり」を基本指針に、6つの分野ごとに取り組むべき施策の方向と、分野横断的に取り組む3つの重点項目の取組を推進することで、「人口減少対策」と「住み続けたくなるまちづくり」の重点課題を克服し、将来像の実現を図ります。

翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち 持続可能なまちづくり



3 持続可能なまちづくり

ジオパーク×SDGs～持続可能なまちづくりに向けて～

SDGsは、「誰一人取り残さない」世界の実現を理念に、持続可能な社会を実現するため、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

SDGsと同様に、ジオパーク活動は、自然環境を守りながら社会を発展させる「持続可能な開発」、社会の担い手を育む「教育」、地域の地形地質、自然、文化を守る「保全」が活動の柱となっています。

持続可能な未来づくりに向けて取り組むジオパーク活動とSDGsが目指す方向は同一であり、ジオパーク活動を正式プログラムとするユネスコ（国際連合教育科学文化機関）も、SDGsの達成に向けて率先して取り組むことを表明しています。

私たちの社会がSDGsを通じて、持続可能な未来にアプローチしていく上で、これまでジオパーク活動を積み重ねてきた本市には大きな強みがあるとともに、SDGsの本質を理解し、活用することで、ジオパーク活動の質を更に高めていくことも可能です。

持続可能な地域づくりを進めるジオパーク活動は、SDGsの実践活動であり、本市はジオパーク活動を通じて、持続可能な未来をつくる取組を進めていきます。

本計画では、基本計画の各施策とSDGsの目標とを関連付け、施策を展開することで、企業、団体、市民、行政など地域社会を構成する多様な主体の参画により、SDGsの目標達成に向けた取組を推進します。

【ジオパーク活動の3要素】



未来の世代のニーズを損なうことなく、
現在のニーズを満たす開発を実現する

持続可能
な開発

教 育

保 全

地域の貴重な自然・文化を学び、
地球と人間のつながりを知る

地域の地形地質・自然・
文化遺産を守る

【SDGs 17の目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包括的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに すべての人に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー（性差）の平等を達成し、すべての女性と女児の社会的権利の向上を図る</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、生物多様性損失の阻止</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>8 働きがいも 経済成長も すべての人のための持続的、包括的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び働きがいのある仕事を推進する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包括的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>		

4 まちづくりの重点課題

第3次総合計画では、持続可能なまちづくりを進めていくため、「人口減少対策」と「住み続けたいくなるまちづくり」を重点課題として捉え、世代を超えて誰もが安心して暮らせるまちづくりを進め、より良い未来の糸魚川へつないでいくことを目指します。

(1) 人口減少対策

我が国の人口は、出生数の減少等により、平成20年（2008年）をピークに減少局面入りし、人口減少・少子高齢化社会が進行しています。

本市においては、全国平均をはるかに上回る勢いで、人口減少が進んでおり、かつては、若者の進学や就職を理由とした市外転出による社会減が本市の人口減少の一番の要因でしたが、市町合併により新糸魚川市が誕生した平成17年（2005年）頃からは、出生数の減少と死亡数の増加による自然減が最大の要因となりました。以後、自然減による人口の減少幅は年々拡大しており、今後も高齢化率の上昇に伴い、この傾向はしばらく続くことが予測されています。

人口減少が進むことにより、集落・地域の活力低下や地域経済活動の縮小をもたらすだけでなく、学校や医療、公共交通等の市民生活を営む上で必要な機能の維持が困難になるなど、市民生活や経済活動に大きな影響が出てきています。

また、人口減少から派生する影響により、更なる人口減少を招くという負のスパイラルに陥るおそれがあることから、年齢構成のバランスが取れた人口構造への転換を図ることで、人口減少を最小限に食い止める対策が必要です。

その一方で、国全体の動向として、人口減少は避けられないということも踏まえ、市外からの消費を呼び込む取組や地域内経済の循環により、市内経済の維持を図るとともに、将来の人口規模に見合った、効率的かつ効果的な社会システムを再構築する取組も必要となります。

また、今後の人口規模等を踏まえ、公共施設や地域公共交通のあり方などを見直し、長期的な視点を持ったまちづくりを進める必要があります。

目標達成指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
人口※1 (推計人口との比較)	40,778 人	37,662 人 (+441 人)	34,627 人 (+867 人)
年少人口	4,074 人	3,529 人 (+150)	3,270 人 (+349)
生産年齢人口	20,275 人	18,229 人 (+95)	16,413 人 (+190)
老年人口	16,429 人	15,904 人 (+196)	14,944 人 (+328)
推計人口 (参考)	—	37,221 人	33,760 人
年少人口	—	3,379 人	2,921 人
生産年齢人口	—	18,134 人	16,223 人
老年人口	—	15,708 人	14,616 人

資料：国勢調査

※1 国勢調査人口

(2) 住み続けたくなるまちづくり

人口減少社会において、市民生活に必要なまちの機能を維持することはもとより、本市に暮らす誰もが、心豊かに充実した生活を送ることができ、“糸魚川に住み続けたい”、“糸魚川で子どもを産み育て、いつまでも健康で元気に暮らしたい”と実感できるまちづくりを進める必要があります。

そのため、市民アンケートでニーズが高かった、「地域医療体制の維持・充実」、「働きやすい雇用環境の整備」、「鉄道やバスなどの利便性の向上」などの取組を進めることにより、多くの市民が暮らしやすさを感じることができるまちづくりを進めていかなければなりません。

また、暮らしやすさとともに、市民が日々の生活に幸せを感じることができる、充実した日々を送ることができるまちにしていくことも重要です。

豊かな自然などの恵まれた環境のもと、人と人とのつながりや支え合いの輪を広めることで、本市に暮らす誰もが地域の魅力や温もりを実感することができるまちづくりを進めていきます。

目標達成指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
住みやすいまちだと思う市民の割合	50.0%	55.0%	60.0%
これからも住み続けたいと思う市民の割合	67.3%	70.0%	75.0%
各分野別施策の満足度 ^{※1} (合計)	▲0.08Pt	0.00Pt	0.10Pt
将来糸魚川市に住み続けたいと思う中学生の割合	32.3%	35.0%	38.0%
将来糸魚川市に住み続けたいと思う高校生の割合	30.8%	34.0%	37.0%

資料：総合計画策定に関する市民アンケート (R2.10 実施)

※1 施策に満足という回答から不満足という回答を差し引いて集計した分野別平均スコアの合計

5 将来像の実現に向けた3つの重点項目

まちづくりの重点課題である「人口減少対策」と「住み続けたいくなるまちづくり」の克服に向け、施策の大綱に掲げた6つの分野の中から特に「健康」、「地域経済」、「教育」の3点を重点項目として、本計画期間において重点的に取組を進めます。

重点項目 健康

誰もが健康でいつまでも生き生きと生活することは、すべての市民が望み、行政にとっても非常に重要な事項であります。その為には、日々の健康観察や健康づくりが必要であり、高齢化が進む当市の現状において、フレイル予防の取り組みは急務であります。また、働き盛りの世代の個人や職場単位での健康意識の醸成や運動習慣の定着は、個人にとってのメリットだけではなく、企業にとってもメリットがあることだと考えます。

更に、市民の健康づくりを支える地域医療体制の確保は、持続可能なまちづくりの為には必要不可欠であり、市民がこの地域で住み続けるための安心感に繋がるものだと思います。

市民全体での健康意識の醸成や取り組みの実行、地域医療体制の確保により、市民の安心度の向上を図るとともに、人口減少対策にも繋がるよう取り組みます。

重点項目 地域経済

持続可能なまちづくりの実現の為には、働く場の確保など地域経済の発展なくしては成し遂げることができません。これまでも地域産業の育成や支援、地域資源を活かした交流人口、関係人口の拡大に取り組んで参りましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会経済状況の変化は激しく、民間の皆様と一体となって、当市の強みを活かし、時代に合った新たなチャレンジが必要だと考えます。民間事業者の皆様と協議する場を設け、地域経済の発展のために必要な新たな取り組みについて協議するとともに、市外に流れている仕事や資金の流れを市内経済に反映するために必要な人材育成や資格取得などに関する支援などについて協議し、実行します。

また、交流人口、関係人口の拡大については、地域資源を活かしたこれまでの取組は継続しながら、新型コロナウイルス感染症により変化した人々の意識やライフスタイルに合わせた取り組みや、教育旅行の誘致促進に取り組みます。

重点項目 教育

未来の当市を担っていくのは子どもたちです。これまで0歳から18歳までの子ども一貫教育方針に基づき、キャリア意識と地域への愛着と誇りの醸成に取り組み、小中学校では、全国平均を上回る地域愛の醸成が図られたほか、地域企業の皆様などのご協力を得てキャリアフェスティバルがスタートしています。また、市内3高校の魅力化のため、それぞれの高校の特徴を磨き、地域の子供も達が目指すキャリアに合わせた選択ができるよう取り組むとともに、磨き上げた高校の魅力を市外にアピールし、これまで以上に市外からの子ども達を受け入れられるよう取り組みます。

更に高校を卒業し進学などにより地元を離れた子どもたちとのつながりを作ることにより、地元への意識を高め、少しでもUターンに繋がるよう一貫した取り組みを展開します。

6 施策の大綱（まちづくりの基本目標）

まちの将来像「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向け、6つの分野ごとに基本目標を設定しました。

第1章 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり



高齢化の進行に伴い、健康・福祉分野の重要性は増えています。市民アンケートでも、「地域医療体制の充実」などが重要度の高い施策として挙げられており、健康に関する市民のニーズは高まっています。

健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指すことは、市民が住み慣れた地域でいつまでも生き生きと暮らすために必要な取組です。

そのため、保健や医療、福祉が連携した地域医療・福祉体制の充実を図るとともに、家族や地域による支え合いや助け合いの体制づくりに努めます。

健康の増進や生きがいづくりの充実を図ることで、こころと体の健康を維持し、人生100年時代を見据えた「誰もが生き生きと暮らせるまちづくり」を進めます。

第1節 健康づくりの推進

市民が自らの健康を考え、子どもから高齢者までライフステージに応じた正しい食生活や運動習慣が定着するよう、生活習慣病に対する正しい知識の普及と主体的な生活習慣改善の実践を推進します。

また、各種健（検）診の受診勧奨と受診結果を活かした保健指導に努め、早期改善による重症化の予防とこころの健康づくりを推進します。

第2節 安心できる医療体制の維持

誰もが安心して必要な時に必要な医療が受けられるよう、医師会、基幹病院と連携して、地域医療及び救急医療体制を堅持するとともに、地域医療を担う医療人材の確保に努めます。

また、令和6年（2024年）に迫る医師の働き方改革に向け、関係機関と一体となって医療人材の確保に努めます。

第3節 高齢者への支援

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、自ら積極的に健康の保持・増進に取り組む意識の醸成を図るとともに、虚弱状態（フレイル）予防の観点を踏まえ、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの活動を推進します。

高齢者が要介護状態になっても自らの能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度による適切なサービスを提供するほか、高齢者福祉サービスの充実を図ります。

第4節 地域で支え合う福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民や企業、NPO、行政機関など地域の多様な主体が地域づくりに「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることにより、共に助け合い支え合う体制づくりを進め、「地域共生社会」の実現を目指します。

障害があっても地域社会の中で生きがいを持って自立した生活と社会参加ができるよう、保健・医療・福祉・教育が相互に連携する体制づくりを進めるとともに、障害者福祉の充実を図ります。



少子化の進行により、子どもの数が減少する中においても、子ども一人ひとりが健やかに成長し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが必要です。

また、子どもの育ちや学びは常に連続し、一体的なものであることから、子どもの発達段階に応じて連続性を重視した「0歳から18歳までの子ども一貫教育」の充実に努め、地域全体が協働して、子育て支援と教育の取組を進めます。

次世代の担い手となる子どもたちが健やかに育ち、多様な学びや経験を通して、自分らしい生き方を実現するための力を育むとともに、すべての市民が地域社会の中で共に学び、共に成長し合う、「郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり」を進めます。

第1節 子どもを産み育てやすい環境の整備

明日を担う子どもたちの健やかな育成を目指し、子どもを育てることに希望と自信を持って、安心して出産・育児ができる環境づくりを進めます。

また、子どもに関わる関係者の連携を図り、個々の家庭環境に応じた支援や相談体制となるよう努め、地域社会が一体となった子育てを推進します。

第2節 0歳から18歳までの子ども一貫教育の推進

乳幼児期には人づくりの土台となる愛着形成と基本的生活習慣の定着を図り、学童期・中高生期には、生活習慣や学習習慣の定着を図るなど、発達段階に応じて子どもの心・健康・学力を育成します。

特に、小・中学校では、GIGAスクール構想の対応と、教育活動の柔軟なマネジメントにより、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。

また、高等学校では、地域と連携した質の高い探究学習の提供により、生徒が目指す進路を実現するなど、魅力ある高等学校の学びを実現します。

幼稚園・保育園、学校、家庭、地域、企業、行政機関が一体となって連携・協働して、0歳から18歳までの子育てに関わることで、適時、適切な教育と切れ目のない支援が充実します。この取組を継続、発展させることで、郷土愛に根差した自己肯定感を高め、予測困難な社会にあってもたくましく生き抜く力をもった「自立した18歳（糸魚川を知り大切に思う18歳、自分らしさを知り表現する18歳）」の育成に取り組みます。

第3節 生涯学習の振興

これからの生涯学習は、社会のニーズに沿った学びの提供、健康寿命の延伸を図り、人との交流を促すスポーツ活動の推進に加え、「学ぶ」「生かす」「つながる」循環型の生涯学習社会の実現に向けて取組を進めます。

また、多くの人々が読書に親しむ環境づくりにも引き続き取り組むとともに、人が集まる新しい図書館づくりを進めます。

第4節 文化の振興

芸術文化の振興を図るため、市民の活動を支援するとともに、優れた芸術文化の鑑賞機会を広げる取組を進めます。

郷土愛の醸成と交流人口拡大を図るため、本市の特徴的な自然・歴史資源の掘り起こしと再認識を行うとともに、地域の文化遺産、伝統文化の適切な保全と積極的な活用を図ります。



「しごと」が「ひと」を集め、「まち」に活気を生み出すことから、産業の振興と雇用の確保は、にぎわいのあるまちづくりの要となります。今後、人口減少による地域経済の縮小が見込まれることから、地域内での経済循環と外貨を得る取組を進めるとともに、若者や女性の就業環境を整え、雇用の創出や担い手の確保を図る取組を進めます。

また、地域資源や交通・物流ネットワークを活用した新たな産業の創出や、商工業及び農林水産業の振興と6次産業化を推進するとともに、観光資源を活用した交流人口の拡大を図り、「にぎわいと活力のあるまちづくり」を進めます。

第1節 雇用環境の整備と就業支援の強化

若者、女性、高齢者など就労を希望する誰もが働く機会を得られるよう、企業における雇用環境の整備を促すとともに、関係機関と連携し、人材育成や就業支援に努めます。

第2節 活力ある産業の振興

企業の活性化と競争力の強化を図り、地域の特性を活かした産業の発展を目指すとともに、首都圏から地方への流れや本市の強みを活かしたサテライトオフィス等のテレワーク環境を整備し、企業誘致を推進します。

本市の地域資源などを活かした創業等を促し、新たな産業の創出を目指すとともに、農林水産物を活用した6次産業化を推進します。

地域の物流拠点として、姫川港の施設整備や機能拡充を促進するとともに、市民生活と経済活動の大動脈である広域幹線道路網等の整備を促進します。

第3節 農林水産業の振興

新規就業者や多様な担い手の確保・育成により、持続可能な生産体制等の構築を図るとともに、生産基盤の整備や農地・山林の集約化、漁港施設の機能保全・強化や新たな技術の活用などにより、効率的で安定的な経営と農林水産物の高付加価値化、販路の拡大等を促進し、収益性の高い経営体の育成を図ります。

また、農地や森林が有する国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全などといった多面的機能の維持・充実を図るため、中山間地域などの条件不利地の農地維持や森林の適正な管理を推進します。

第4節 地域資源を活かした魅力の発信

本市の他の地域にはない魅力ある観光素材を更に磨き上げるとともに、広域連携による情報発信の強化や観光客の満足度を高める取組で観光誘客に努め、観光の振興を図ります。

また、体験型観光や教育体験旅行とともに、インバウンド誘客を推進するため、観光地域づくりに向けた連携体制を強化し、受入態勢の整備を進めます。

さらに、これまで取り組んできたジオパーク活動のほか、「石のまち糸魚川」のイメージを市民とともにブランド化することで、ふるさと糸魚川への愛着と誇りを醸成し、交流人口の拡大と地域経済の発展を目指します。

また、市内事業者と連携し、本市の特産品の魅力を発信することで、ふるさと納税の獲得を図るとともに、多様な働き方や暮らし方が可能となっていることから、働きながら余暇等を楽しむワーケーションを推進することで、関係人口の創出による地域経済の活性化と新たな価値の創出を目指します。

第4章 地域が輝き、誰もが共に活躍できるまちづくり



性別や年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様な文化、特性、価値観を持つ人々が、ともに安心して暮らすことができ、すべての人がお互いを尊重し、誰一人取り残さない社会の実現が必要です。

本市においては、人口減少、高齢化の進行に伴い、役員のなり手不足など、地域自治組織の維持が困難になってきています。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自治組織の役割は大変重要であり、地域ぐるみで住民が互いに支え合い、住民が主体となった自主自立の取組を促し、市民・地域・行政が将来を見据え、共に考え、共に行動する協働の取組が重要です。

地域を支えるリーダーなどの人材育成と地域活動に積極的に参加する市民を増やす取組を進めるとともに、若者の定着や移住定住の促進により、「地域が輝き、誰もが共に活躍できるまちづくり」を進めます。

第1節 一人ひとりが尊重される社会の実現

様々な差別や偏見の解消のため、人権啓発を行うとともに、学校教育や社会教育、各種研修会を通じて、権利主体性を強調した人権教育を推進します。また、地域に根ざした人権擁護・人権尊重の取組を推進するため、人権擁護委員と連携した取組を進めます。

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で多様な生き方を選択できる社会の実現のため、関係機関、関係団体と連携して、男女共同参画・女性活躍に向けた取組を進めます。

また、市内在住外国人や外国にルーツがある人にとっても住みやすい環境を整備します。

第2節 地域で活躍する人材の支援

次代を担う若者が郷土に誇りを持ち、生き生きと暮らしていくため、多様な出会いや新たなつながりの場づくりなどの活動を支援します。

一方、結婚を希望する人に対しては、出会いの場の創出を支援するとともに未婚率の低減や晩婚化の抑制に向けた意識啓発に努めます。

また、本市の魅力やライフスタイルの情報発信、多様な働き方や暮らし方への支援や受入態勢の整備により、関係人口の創出から移住定住につなげる取組を進めます。

さらに、本市を離れた若者がふるさとにUターンする機運を醸成し、地域の担い手となる未来人材の確保に努めます。

第3節 自主自立の市民活動の推進

市民・地域・行政が協働することで、地域の課題解決など自主自立の地域活動を促進し、持続可能な地域づくりを進めるとともに、安全・安心な地域を守る自治活動を維持していくための支援を行います。

地域づくりやまちづくりの活動に取り組む市民を増やすため、まちづくり団体などの育成や活動を促進するとともに、地域づくり活動の原動力となる地域リーダーや、地域で活動する人材の育成を推進していきます。

第5章 安全に安心して住み続けられるまちづくり



本市の豊かな自然環境を守り、安全・安心で快適な市民生活を維持するためには、都市基盤の整備だけではなく、市民一人ひとりの環境や防災・防犯に対する意識の醸成が重要です。

また、市民誰もが住みよいまちを実現するためには、人口減少社会に対応した都市計画に基づくまちづくりが必要であり、宅地や公園、ガス・上下水道などの住環境の整備を進めます。

このほか、快適な市民生活や活気のある産業活動を支えるため、地域の実情やニーズに合った交通基盤の整備を進め、人々が暮らしやすい、「安全に安心して住み続けられるまちづくり」を進めます。

第1節 防災・減災対策の推進

様々な災害や事故、危機的事象などから、市民の生命・財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、国・県などとの連携によるハード対策の取組と合わせて、市民一人ひとりの防災意識の高揚、地域で行う自主的な防災活動を促進し、地域防災力の向上を図ります。

また、迅速で的確な消防・防災活動、国民保護措置を実現するため、地域や関係機関との連携強化に取り組み、実効性のある防災体制を構築します。

さらに、市内で発生した災害の教訓を活かし、被害軽減を図り、円滑な避難行動を促すため、適切な避難情報の発信と確実な情報伝達手段の整備に努めます。

第2節 安全・安心な市民生活の保護

市民が安全・安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守る防犯意識の向上を図り、地域住民の自主的な活動を推進します。

犯罪の防止、交通事故防止及び消費者保護のため、市民と行政が一体となった取組を進めます。

第3節 自然・環境の保全と未来への継承

生物の良好な生息環境の維持や地球温暖化防止のため、自然環境と地域環境の保全に努めるとともに、再生可能エネルギーの利用拡大などによる、低炭素で環境に優しい社会の構築に取り組みます。

また、環境負荷が少ない資源循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化や適正処理を促進するとともに、有害鳥獣による人身被害や農作物被害を防ぐため、適正な個体数管理や生息地管理を進めます。

第4節 暮らしやすい生活基盤の整備

暮らしやすい生活基盤と交通ネットワークの形成によるまちづくりを実現するため、都市機能の集約等を進めるとともに、地域の実情に即した地域公共交通の見直しと道路網の整備により、利便性と効率性の向上に努めます。

また、住みよい住環境の整備促進を図るとともに、ガス・上下水道については、効率的な管理や計画的な更新などにより、安定して持続的な健全経営に努め、快適な生活基盤づくりを進めます。

一方、人口減少に伴い空き家や空き店舗が増加していることから、空き家の発生予防を図り、適正管理に向けた取組を進めるとともに、利活用を促進します。

第3次総合計画で掲げる新たなまちづくりや変化が激しい社会経済環境に的確に対応するためには、一層簡素で効率的な行政の体制整備と財政基盤の強化が必要となります。

持続可能なまちづくりに向けた各種施策を推進するため、健全な行財政運営に努めるとともに、市民との情報共有、まちづくりへの理解や参画につながる効果的・効率的な事業実施に向けて、行政改革を推進します。

第1節 行政の電子化・情報化の推進

限られた資源の中で質の高い行政サービスを維持するため、デジタル技術を活用し、市民サービスの向上と業務の効率化を推進します。

また、今後のデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進のため、民間サービスとも連携し、新たな活用策の展開を図ります。

デジタル化による利便性の高い行政サービスを楽しむ環境整備を進めるとともに、すべての市民がデジタル化の恩恵を受けられるよう、情報格差の解消に努めます。

第2節 積極的な行政改革

人口減少や少子高齢化などの社会構造の変化やデジタル化による社会環境の変化などによる新たな行政課題に対応するため、成果を重視した持続可能な行政経営を基本として、積極的に行政改革に取り組みます。

多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、公共サービス・公共施設の目的やあり方を再確認し、必要な見直しを行います。

行政に対する市民の信頼確保のため、法令順守はもとより、目標管理や業務改善を通じて職員の意識改革に向けた取組を推進します。

第3節 健全な行財政運営

中長期的な展望に立った長期財政見通しを踏まえ、確実な財源確保に取り組み、事業成果を重視した重点的、効率的な予算配分により、健全な行財政運営に努めます。

また、公共施設等総合管理指針に基づき、社会情勢に対応した公共施設の適正配置、効果的・効果的な施設管理に取り組みます。

市の財政に対する市民の理解を得るため、わかりやすい財政状況の公表に努めます。